

低所得の子育て世帯への 生活支援特別給付金の支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、次の生活支援特別給付金を支給します。

受付期間

令和4年7月1日(金) ~
令和5年2月28日(火)

ひとり親世帯への支給分

支給額 児童1人あたり5万円
対象者 次のいずれかに該当する人

問合先 子ども未来課子育てサポートグループ(あいあい) ☎96-8822)

①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します(6月中旬発送予定)。

※受給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 6月30日(木)に児童扶養手当振込口座へ振り込みます。

②公的年金等※1を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人で、収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人

※1 公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金など

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を子ども未来課子育てサポートグループへ提出してください。

※窓口での申請が難しい場合は郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を子ども未来課子育てサポートグループへ提出してください。

※窓口での申請が難しい場合は郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

●申請書等は、子ども未来課子育てサポートグループ(あいあい)の窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ひとり親世帯以外への支給分

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた人は対象外となります。

支給額 児童1人あたり5万円
対象児童 平成16年4月2日(障がい児については、平成14年4月2日)から令和5年2月28日までの間に出生した児童
対象者 次のいずれかに該当する人

問合先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和4年度住民税均等割非課税の人

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します。(6月下旬発送予定)。

※受給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 7月下旬に児童手当または特別児童扶養手当の振込口座へ振り込みます。

②令和5年2月までの出生等により、新規に児童手当または特別児童扶養手当の支給を受ける人で、令和4年度住民税均等割非課税の人

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します。(随時)

※受給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 随時、児童手当または特別児童扶養手当の振込口座へ振り込みます。

③①②以外の人(高校生のみ養育している人や公務員などで令和4年度住民税均等割非課税の人、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入になった人)

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を市民課医療年金グループへ提出してください。

※窓口での申請が難しい場合は郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

●申請書等は、市民課医療年金グループの窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



注意!



口座番号・暗証番号、通帳・キャッシュカード、マイナンバーを絶対に教えないでください!

市や総務省などの職員が「臨時特別給付金」や「子育て世帯への生活支援特別給付金」の給付のために、現金自動預払機(ATM)の操作や手数料の振り込みなどを求めることは、絶対にありません。

自宅や職場などに市や総務省の職員などをかたった電話が掛かってきたり、メールが届いたりしたら、最寄りの警察署や次の窓口へご連絡ください。

- ・消費者ホットライン ☎188
- ・新型コロナ関連詐欺 消費者ホットライン ☎0120-797-188
- ・警察相談専用電話 (#9110)

夏本番! マスクの着用による熱中症に気をつけましょう!

問合せ先 健康政策課健康づくりグループ(あいあい ☎84-3316)

今年もコロナ禍の夏となります。コロナ禍では、マスク着用により熱がこもりやすくなるなど、熱中症のリスクが高まります。感染症予防と合わせて、熱中症対策を行うことが大切です。

《コロナ禍の熱中症予防のポイント》

- ・マスク着用により、水分補給を忘れがちになったり、のどの渇きを感じにくくなったりするため、こまめに水分補給を行いましょう!
- ・マスクを着けているときは、負荷のかかる作業や運動を避けましょう!
- ・屋外で人と十分な距離(2メートル)が確保できるときは、マスクを外す時間を増やしましょう!

マスク着用について

本市におけるマスク着用について、以下のとおり取り扱います。

なお、基本的な感染対策としてのマスク着用の重要性など、その位置付け等が変更されるものではありませんので、引き続きマスクの必要な場面での着用をお願いします。

1. 屋外でのマスク着用

ランニングなど離れて行う運動や、鬼ごっこのような密にならない外遊びなど、屋外で2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合は、マスクを着用する必要はありません。

徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。屋外であっても、近い距離で会話をするような場面では、引き続き、マスクの着用を推奨します。

夏場については、熱中症になるリスクが高くなるので、上記のマスクを着用する必要がない場面では、マスクを外すことを推奨します。

屋 外	身体的距離が確保できる (2m以上を目安)	身体的距離が 確保できない
会話を行う	必要なし	着用推奨
会話をほとんど 行わない	必要なし	必要なし

2. 屋内でのマスク着用

他者との距離が確保できており、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。一方、会話を行う場合は、着用を推奨します。

距離が確保できない場合で、会話を行うときは、マスクの着用を推奨します。加えて、通勤電車の中など距離が確保できない場合で、会話をほとんど行わないときについても、着用を推奨します。

屋 内	身体的距離が確保できる (2m以上を目安)	身体的距離が 確保できない
会話を行う	着用推奨 十分な換気など対策を講じている場合は外すことも可	着用推奨
会話をほとんど 行わない	必要なし	着用推奨

3. 子どものマスク着用

2歳未満の子どもについては、マスク着用は奨めません。

2歳以上の就学前の子どもについては、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めません。

施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスク着用を求める場合があります。なお、この場合でも、マスク着用を無理強いすることにならないよう留意してください。